

広島県告示第八百四十一号

広島法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和三年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

公共測量（基準点測量）

二 作業期間

令和三年九月一日から令和四年二月二十六日まで

三 作業地域

- 1 広島市中区江波西一丁目の一部及び舟入南六丁目の全部
- 2 広島市南区西旭町、翠二丁目の全部及び翠三丁目の一部